

法改正情報

行政書士 しっかりわかる講義生中継 民法 第2版

本書において、下記のとおり、民法等の一部を改正する法律（令和4年12月16日法律第102号）による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

ページ	改正前	改正後
公布の日（令和4年12月16日）から施行される改正に基づく修正		
570	上から2～3行目 ② 子の居所指定権（821条） ③ 懲戒権（822条）	② 子の人格の尊重等（821条） ③ 子の居所指定権（822条） ※改正により、懲戒権（旧：822条）が削除され、子の人格の尊重等（新：821条）が追加された
令和6年4月1日から施行される改正に基づく修正		
538	レジュメ 婚姻の成立要件 ⑤ 再婚禁止期間を経過している ⑥ 近親婚でない	※⑤は削除 ⑤ 近親婚でない
539 540	539 ページ下から4行目～540 ページ下から8行目 板書 再婚禁止期間 も含めて、⑤ 再婚禁止期間を経過していること（733条）についての記載をすべて削除	
540	下から7行目 ⑥ 近親婚でないこと（734条～736条）	⑤ 近親婚でないこと（734条～736条）
541	下から10～9行目 ～④重婚でないこと、⑤再婚禁止期間を経過していること、⑥近親婚でないこと～	～④重婚でないこと、⑤近親婚でないこと～
541	下から3～1行目 下から3行目「また、再婚禁止期間内」から最終行の文末までを削除	
546 547	第9編 第2章 確認テスト 問4の問題文および解答解説をすべて削除	
553	板書 嫡出子と非嫡出子 「推定されない嫡出子」との文言を削除	
553	板書の下2～3行目 ～さらに、推定嫡出子、推定されない嫡出子、準正嫡出子の3つに分かれます。～	～さらに、推定嫡出子、準正嫡出子の2つに分かれます。～
553	(1) 嫡出子 1～2行目 ～子をいいます。嫡出子には推定される嫡出子と推定されない嫡出子があります。	～子をいいます。

を以下に差替え

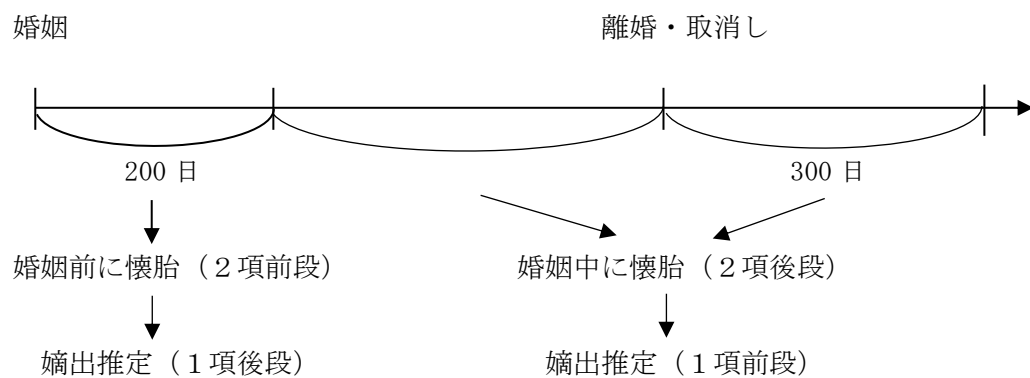
① 推定される嫡出子に関する規定（令和 6 年 4 月 1 日施行）

妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定されます（772 条 1 項前段）。女性が婚姻前に懐胎した子で、婚姻が成立した後に生まれた場合にも、当該婚姻における夫の子と推定されま

す（772 条 1 項後段）。
推定規定の趣旨ですが、婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻をしている夫の子であることがほとんどです。また、改正前は、離婚前の夫以外の男性との子を懐胎し、夫と離婚後に生まれた場合に、前夫の子と推定されるのを嫌い、戸籍の届出をせず、無戸籍者になってしまうという問題があったことから、その問題を解消するために、母が前夫以外の男性と再婚し、再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設けました。

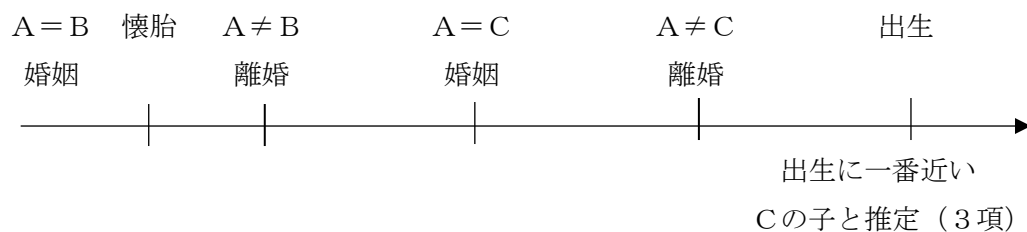
婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定されます（772 条 2 項前段）。また、婚姻の成立の日から 200 日を経過した後または婚姻の解消もしくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定されます（772 条 2 項後段）。

板書 嫡出推定（772 条 1 項・2 項）



懐胎してから、子の出生までに 2 回以上の婚姻をしていたときは、出生に一番近い婚姻における夫の子と推定されます（772 条 3 項）

板書 嫡出推定（772 条 3 項）



なお、以下に述べる、父の嫡出が否認された場合（774 条）には、直近の婚姻の夫との子だという 772 条 3 項の推定は働きません（772 条 4 項）。

以上のような推定を働かせて問題がなければ、特に争いは起こりません。

② 嫡出否認の訴え

問題は、父や子が父子関係を疑っている場合に、その嫡出性を否定したい場合です。嫡出を否認することができるのは、父、子、母、さらには再婚後の夫の子と推定される子（772条3項）については母の前夫です（774条）。推定を否定したい場合、嫡出否認の訴え（775条）によります。父または母は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、それぞれその否認権を失います（776条）。

嫡出否認の訴えは、777条各号に定める時から3年以内という出訴期間の制限があります。

- 1号 父 父がこの出生を知った時
- 2号 子 その出生の時
- 3号 母 子の出生の時
- 4号 前夫 前夫が子の出生を知った時

レジュメ 親子関係を争う訴えの整理

	内 容	提訴権者	相手方	提訴期間	消滅事由
嫡出否認の訴え	推定される嫡出子につき、父の子との推定を覆す	父	子または親権を行う母	父がこの出生を知った時から3年	父または母は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したとき
		子	父	その出生の時から3年	
		母	父	子の出生の時から3年	
		前夫	父・子または親権を行う母	前夫が子の出生を知った時から3年	
親子関係不存在確認の訴え	推定される嫡出子以外の子につき、父子関係の存在を否認する	利害関係人	確認を求める当事者、当事者の一方が死亡した場合は検察官	—	—

558

(9)を追加

(9) 子、認知をした者および子の母は、原則的に、所定の起算点から7年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由に、認知の無効の訴えを提起することができます(786条1項本文・各号)

(所定の起算点)

- 1 子又はその法定代理人 子またはその法定代理人が認知を知った時 (1号)
- 2 認知をしたもの 認知の時 (2号)
- 3 子の母 子の母が認知を知った時 (3号)

558

第9編 第4章 確認テスト

559

問3の問題文および解答解説をすべて削除

559

第9編 第4章 確認テスト 解答 問2 3行目と推定されます(722条2項)。

と推定されます(722条2項後段)。

以上

法改正情報

行政書士 しっかりわかる講義生中継 民法 第2版

本書において、下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

ページ	改正前	改正後
※民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）のうち公布の日から施行される内容に基づく		
570	上から2～3行目 ② 子の居所指定権（ <u>821条</u> ） ③ 懲戒権（ <u>822条</u> ）	② <u>子の人格の尊重等（821条）</u> ③ <u>子の居所指定権（822条）</u> ※改正により、懲戒権（旧：822条）が削除され、 子の人格の尊重等（新：821条）が追加された

以上